



産業廃棄物収集運搬業許可証

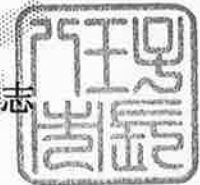
住所 東京都八王子市長房町126番地の2

氏名 株式会社まごころ清掃社
代表取締役 高野 正道



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

八王子市長 石 森 孝 志



許可の年月日 平成30年 7月23日

許可の有効年月日 令和 7年 7月22日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

（以上12種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリート
くず及び陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は「2 積替え保管施設」のとおり）

（以上8種類）

2 積替え保管施設（詳細は裏面の通り）

所在地： (1) 東京都八王子市犬目町741番4外10筆
(2) 東京都八王子市犬目町742番7外7筆

3 許可の条件

- ・ 積替え保管は本市の承認を得た方法により行うこと。
- ・ (1)の積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- ・ (2)の積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から19時までとする。
- ・ 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。

4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 7月23日	新規許可
平成30年 7月23日	更新許可 第5回
令和 元年10月10日	変更届（積替え保管できる産業廃棄物の種類に汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物））を追加）
令和 2年 5月18日	変更届（積替え保管施設の所在地の変更、保管量の変更）
令和 3年 2月22日	変更届（積替え保管できる産業廃棄物の種類に紙くず、木くず、繊維くずを追加、保管量の変更）

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

（裏面あり）

2 積替え保管施設

(1)所在地 東京都八王子市犬目町741番4外10筆

施設面積: 1,634.00 m²

最大保管高: 2.00 m

廃棄物の種類	高さ	保管量	注記
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	1.17 m	8.00 m ³	8 m ³ コンテナ 1基
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (特定家庭用機器再商品化法対象物)	2.00 m	30.40 m ³	直置き 1ヶ所
汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物))	0.84 m	0.40 m ³	0.2m ³ ドラム缶 2缶
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物))	0.84 m	0.40 m ³	0.2m ³ ドラム缶 2缶
保管量合計		39.20 m ³	

(2)所在地 東京都八王子市犬目町742番7外7筆

施設面積: 3,466.65 m²

最大保管高: 2.50 m

廃棄物の種類	高さ	保管量	注記
廃プラスチック類	2.50 m	112.50 m ³	直置き 1ヶ所
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	2.50 m	225.00 m ³	直置き 5ヶ所 (75+37.5+37.5+37.5+37.5m ³)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	2.50 m	75.00 m ³	直置き 2ヶ所 (37.5+37.5m ³)
金属くず	1.90 m	25.00 m ³	25m ³ コンテナ 1基
保管量合計		437.50 m ³	

(以下余白)